

介護職員等特定処遇改善加算の算定並びに支給について

令和5年10月より介護職員等特定処遇改善加算の算定状況と支給方法は次のとおりとする。

1 算定の状況

(令和5年10月1日現在)

事業所名	算定の区分
通所介護 総合事業 デイサービスセンター ここあ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
特定施設入居者生活介護 介護付き有料老人ホームみんと倶楽部	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
特定施設入居者生活介護 ケアハウスきたみ花園	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
通所介護 総合事業 花園デイサービスセンター	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
認知症対応型共同生活援助 グループホームゆう&あい ひまわり	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
認知症対応型共同生活援助 グループホーム ライラックス	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
地域密着型特定施設入居者生活介護 ケアハウスゆうあい	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
認知症対応型共同生活援助 グループホーム ななかまど	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
認知症対応型共同生活援助 グループホームゆう&あい 向陽	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
小規模多機能型居宅介護 あるがまま	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
共同生活援助 ゆうあいホーム	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
基準該当生活介護 花園デイサービスセンター	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

2 支給の状況

下記に定める各規程・規則に基づき支給とする。

なお、加算算定対象とならない居宅介護支援事業所有楽、有料老人ホームからまつ2号館、有料老人ホーム寿楽、無料低額宿泊所サポートハウス美芳、法人本部に属する職員についても、法人負担により支給とする。

【職員給与規程】抜粋

- ・賞与に包括し支給するものとする。
- ・介護職員等特定処遇改善加算を財源として、職員を以下の基準によりA:B:Cに区分し、支給の配分比率を3.5:2:1とする。
- ・職員区分基準

A 区分: 法人内で介護福祉士の資格を有する勤続10年以上の介護職員

B 区分: A 区分に該当しない介護職員

C 区分: 介護職員以外のその他の職員

加算算定不可の事業所の職員は C 区分と同等とする。

・勤続年数の基準

毎年4月1日を基準日とし、介護福祉士の資格を有する勤続年数10年以上の介護職員とする。勤続年数は、通算期間(法人に事業継承された場合も勤続年数として含める)とする。(今回に限り令和5年10月1日を基準日とし、介護福祉士の資格を有する勤続年数10年以上の介護職員とする)

【臨時職員就業規則】抜粋

・賞与に包括して支給するものとする。

・介護職員等特定処遇改善加算を財源として、臨時職員を以下の基準により A:B:C に区分し、支給の配分比率3.5:2:1を基本とし、勤務時間で調整支給する。

・臨時職員区分基準

B 区分: 法人内で介護福祉士の資格を有する勤続10年以上の介護職員

C 区分: 介護職員以外のその他の職員

加算算定不可の事業所の職員は C 区分と同等とする。

・勤続年数の基準

毎年4月1日を基準日とし、介護福祉士の資格を有する勤続年数10年以上の介護職員とする。勤続年数は、通算期間(法人に事業継承された場合も勤続年数として含める)とする。(今回に限り令和5年10月1日を基準日とし、介護福祉士の資格を有する勤続年数10年以上の介護職員とする)